

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第十号

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則

(職務に係る標準的な職)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階		標準的な職
一 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。)第二条第一項第一号に規定する教育次長及び同条第二項に規定する理事並びに奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「研究所規則」という。)第四条第一項第一号に規定する所長及び同項第二号に規定する副所長の属する職制上の段階		教育次長
二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職、同条第三項に規定する参与及び同条第四項第一号に規定する所長並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則(昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。)第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階		課長
三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職、同条		課長補佐

第四項第二号に規定する所長補佐及び同条第六項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第四号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センター規則」という。）第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舍管理運営規則（昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舍規則」という。）第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階	
四 規則第二条第一項第十号から第十四号までに規定する職、同項第十六号に規定する保健主査、同項第十七号に規定する管理主事、同条第四項第三号に規定する工事監督及び同条第五項に規定する出張所主任並びに研究所規則第四条第一項第七号から第九号までに規定する職並びに社会教育センター規則第三条第一項第三号に規定する係長及び同項第四号に規定する主任主査並びに史料センター規則第二条第一項第二号に規定する係長及び同項第三号に規定する主任主査の属する職制上の段階	係長
五 規則第二条第一項第十五号に規定する主査及び同項第十八号から第二十一号までに規定する職並びに研究所規則第四条第一項第十号から第十二号までに規定する職並びに社会教育センター規則第三条第一項第五号から第十号までに規定する職並びに史料センター規則第二条第一項第四号から第七号までに規定する職並びに寄宿舍規則第三条第二号に規定する舎監の属する職制上の段階	主事

（その他）

第二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。